

工事名: R8三林 林開日和茶坂瀬線坂瀬 三好市 開設工事(企育)

工 程

- 1 他工事等との調整 (対象 無)
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 履行報告書(対象 無)
- 5 その他(対象 無)

用 地 関 係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 無)
- 2 支障物件の撤去(対象 有)

本工事内の測点No.155+10.0～No.158付近に存在する支障木の撤去については、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。

- 3 立木の置き場所(対象 有)

工事用地内の立木は伐採し、工事用地に支障のない所に置くこと。

- 4 その他(対象 無)

公 害 対 策

- 1 事業損失防止対策(対象 無)
- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型・振動型建設機械(対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 4 建設用防護管(対象 無)

建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 有)

本工事の施工により発生する根株等については、次に掲げる利用を予定している。

□ 林地で建設資材として利用及び自然還元利用する

(チップ材敷設、整理収集、植樹木のマルチング及び林地保水)

材料	数量	利用目的	箇所名
末木枝条	全量	地拵え	開設工事区間内の林道との境等
根株	16.4m ³	表土の流出防止を目的としたチップ処理を行い敷設	路側擁壁工前面埋戻し部等に敷設

- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 有)

受注者は、根株等処理工においては、根株等の実体積を適切かつ正確に算出し監督員の確認を求めなければならない。

工 事 用 道 路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮 設 備

- 1 床掘(対象 有)

床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

- 3 仮設防護柵工(対象 有)

仮設防護柵を下記により実施すること。

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

延長 L=15m

主たる形状 H=0.9m

また、仮設防護柵の損料は、2回転用を見込んでいます。

なお、着手前に監督員と施工方法を協議した上で実施するものとし、形状等が変更となる場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 有)

- 1 出水等に対する仮設物の必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
- 2 異常出水に伴って、仮設構造物の撤去の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面については次のとおりである。
CAD製図基準に準拠している。

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

※(対象 無)の場合は、標準断面図板の設置が必要である。

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

※(対象 無)の場合は、しゅん工標の設置が必要である。

4 工事の分割について(対象 無)

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数
----	----	-----	------

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

重力式擁壁工	18-8-40高炉(B) W/C≤60%	74.5m ³	1回
巻立コンクリート	18-8-40高炉(B) W/C≤60%	2.8m ³	品質証明書により管理
		合計(回)	1回

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 有)

本工事の水抜孔は次表を標準とする。

材料	管径	設置間隔	備考
VU管	65mm	2m2に1箇所	

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 有)

受注者は、以下に示す木材については、徳島県産木材を使用しなければならない。

工種名	材質	規格・寸法等	数量	備考
落石防護柵	杉丸太等	設計図書参照	設計図書参照	
丸太筋工(2本)	杉丸太等	設計図書参照	設計図書参照	

16 施工計画書の提出(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

17 工事測量結果の提出(対象 有)

徳島県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-48第1項に規定する工事測量の結果については、別途定める様式により提出するものとする。

18 新技術の活用について(対象 無)

19 アスファルト舗装工事(施工途中の交通解放)(対象 無)

20 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

21 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2011063000195>

監 督 員 殿

令和 年 月 日

工事名

請負人

現場代理人又は
主任技術者氏名

起 工 測 量 結 果 報 告

令和 年度 事業 工区の起工

測量を実施したところ、別紙の結果が得られましたので報告します。

設計図面に大きな不都合はありません。

設計図面に不都合がありますので、改測および図面を
訂正してください。

注） 1 . 、 、 のうち該当のないものを消すこと。

2 . 、 以外に必要な事項があれば 書き込むこと。

添付結果表：平面、縦断、引照点設置
横断（別途横断図）

起 工 測 量 結 果 表 - 縱 斷

[illegible]

(注) B M番号欄で起・終点にB Mの設定されていないものについては、前・後のB Mまで測定する。また、300 m以上にわたってB Mが設定されていないものについては、仮B Mを設けて、測量すること。

起 工 測 量 結 果 表 - 平 面

[illegible]

(注)(1)起・終点は、前・後のIPまで距離を測定する。

(2) IP間距離の測定は、cmまでとする。

(3) 異差が許容値を超える欄は、「概当」と記入すること。

引 照 点 設 置

- (注)(1) I P 杭、または I P に代わる約杭の引照点の設置方法、距離等の略図を記載する。
- (2) 上を北 (N) とする。